二三五　種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件　八　七
二三六　種苗法第十三条第二項の規定に基づき品種登録出願を取り下げた件　九　五
二三七　種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件　九　五
二三八　出願公表後に名称変更がなされた件　九　六
二三九　昭和四十七年十一月二十四日農林省告示第二千二百三十四号等の一部を改正する件　九　七
二四〇　保安林の指定をする件　一〇　四
二四一―二四四　保安林の指定を解除する件　一〇　五
二五一　肥料を登録した件　一〇〇　六
二五二　肥料の登録が失効した件　一〇〇　六
二五三　肥料の登録の有効期間を更新した件　一三　四
二五四―二六〇　保安林の指定施業要件を変更する件　一三　七
二六一　型式検査に合格した農機具の型式等について報告があった件　一六　五
二六二　肥料の登録が失効した件　一六　五
二六三　生産業者の住所及び肥料の名称の変更に係る届出があった件　一六　六
二六四―二六六　保安林の指定をする件　一六　六
二六七―二七〇　保安林の指定を解除する件　一六　六
二七一　作物統計調査規則第三条第一項の農林水産大臣が定める植物等を定める等の件の一部を改正する件　一六　31　一
二七二　農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件　二〇　五
二七三　農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件　二〇　五
二七四―二八〇　保安林の指定をする件　二一　三
二八一　種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件　二二　35　八
二八二―二八六　種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件　二三　三
二八七　種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件　二三　四
二八八　農業災害補償法の規定に基づき、家畜共済の共済掛金標準率等を定める件　二四　七
二八九　平成二十九年産の麦に適用する一キログラム当たり共済金額の範囲を定める件の一部を改正する件　二四　七
二九〇―二九六　保安林の指定をする件　二四　七
二九七　種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件　二四　37　三一
二九八　収穫基準共済掛金率等を定める件の一部を改正する件　二八　六
二九九―三〇五　保安林の指定をする件　二八　六
三〇六　家畜伝染病予防法第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の指定するものを定める件　二八　39　九五
三〇七　家畜伝染病予防法施行規則第四十三条の表の農林水産大臣の定める基準を定める等の件の一部を改正する件　二八　39　九六
三〇八　家畜伝染病予防法施行規則第四十三条の表の農林水産大臣が指定する施設を定める件の一部を改正する件　二八　39　九七

○農林水産省、経済産業省
一　中小企業等経営強化法第二条第十二項の規定に基づき平成二十八年度補正予算に係る特定補助金等を指定する告示　一六　七
○農林水産省、環境省
一　遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程の承認をした件　二七　六
○経済産業省
一四　個人情報の保護に関する法律第三十七条第一項の規定に基づき、認定個人情報保護団体として認定した件　一　六
一五　電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第一条第一項表の学歴又は資格の項第三種電気主任技術者の欄の第三号に規定する認定を行った件　三　七
一六　計量法第百三十五条第一項の規定に基づき、指定校正機関を指定した件　六　四
一七　計量法第百三十五条第二項の規定に基づく特定標準器による校正等を行う者等を告示する件　六　五
一八　計量法施行規則第九十条の二ただし書に基づく校正手法を定める件の一部を改正する件　六　五
一九　情報処理の促進に関する法律施行規則第四十三条の規定に基づき、ソフトウエア製品等の脆弱性関連情報に関する取扱規程を定める件　八　25　一四
二〇　ソフトウエア製品等の脆弱性関連情報に関する取扱規程第一　三（九）に規定する受付機関及び同規程第一　三（十一）に規定する調整機関を定める件　八　25　一〇　五
二一　輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件　一〇　七
二二　電気事業法第五十七条の二第一項の登録調査機関として登録の更新をした件　一〇　七
二三　消費生活用製品安全法第十九条第二項において準用する第十八条第一項の規定に基づき登録の更新を行った件　一六　七
二四　中小企業等経営強化法第二条第十二項の規定に基づき平成二十八年度補正予算に係る特定補助金等を指定する告示　一六　七
二五　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく液化石油ガス販売事業者の認定の告示　二〇　六
二六　中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を登録した件　二〇　六
二七　中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項第二号の規定に基づき登録の消除をした件　二〇　六
二八　計量法第百一条第三項において準用する同法第六十六条の規定によって指定外国製造事業者の指定の効力を失った件　二一　五
二九　輸出貿易管理令別表第二の二の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める貨物を定める件　二二　三